

平成24年1月31日

社会保障・税一体改革素案に対する意見

四病院団体協議会
社団法人 日本病院協会
会長 堺 常雄
社団法人 全日本病院協会
会長 西澤 寛俊
社団法人 日本医療法人協会
会長 日野 頌三
社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學



素案の「第3章各分野の基本的な方向性」のなかに「(2)消費税率の引き上げを踏まえ検討すべき事項」として医療機関の消費税問題について触れている。

ここでは諸外国の社会保険診療が非課税であること、患者負担の問題を挙げて今回の改正では社会保険診療における消費税を非課税のまま据え置くとある。

我々四病院団体協議会は、医療における消費税非課税制度が医療機関に多額の控除対象外消費税負担を強いてきたことから、医療に関する消費税は原則課税への変更を強く要望し、また国民にこの問題を周知・理解を深めるための活動を展開してきた。にもかかわらず消費税の段階的引き上げを決定するに当たり、短期間に医療側との十分な議論がされないまま医療非課税を継続すると決定されたことは大変遺憾である。我々は医療機関の消費税問題は「税制」の問題であり、決して「診療報酬」で解決する事ではないことを主張してきたが、今回の方針ではこのことが全く反映されておらず同じ過ちが繰り返されることを危惧する。

また、公表されている素案では医療の消費税についてわずか8行の文章しか書かれておらず、その内容もいかにも曖昧な表現で政府の目指す最終目的が全く不明である。例えば1行目に書かれている「今回の改正にあたっては」の「今回」の意味は8%への引上げだけを指しているのか、あるいはひとまずの最終段階である10%への引上げも視野に入れた

ものかによってその影響の大きさも変わってくる。仮に「今回」が8%への引上げだけを意味するならば、その意味するところは今回の緊急の消費税引き上げに際しては医療機関との協議が充分でなかったため暫定的に引上げ分を診療報酬で対応するが、その後の10%への引上げまでには抜本的な見直しを含めて協議することも可能との考え方も残される。これにより本文中の最後の行に書かれた「なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする」の一文が生きてくることになる。この場合は素案の中に10%への引上げまでに「医療の消費税課税のあり方」について検討するという明確な一文が必要である。しかし「今回」が10%への引上げを指すとすれば、医療機関の消費税問題はあくまで診療報酬で解決すべき問題であり税の制度改正で対応することではないという選択をすることになり、医療団体の主張と真っ向から対立し最後の1行も単に書き留めただけということになる。現状において我々病院団体の主張は医療における消費税は「原則課税」への制度変更でありこれを譲ってはならない。

これまでも各医療団体は医療機関の消費税問題の広報活動を幅広く行ってきたが、残念ながら公式の場所でこの問題が議論されたことはほとんどない。その観点からは、素案で医療機関の負担検証の場を設け、さらに別途課税のあり方を検討すると記載されたことの意義は大きい。早急に中央社会保険医療協議会等の公式の場で検証を開始すると同時に、内閣府に医療に係る消費税の課税のあり方を検討する場を設置することを強く要請したい。

(参考) 社会保障・税一体改革素案中、医療に係る消費税に関する部分

(2) 消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額の治療に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。